2026年10月1日以降始期用
パンフレット兼重要事項説明書

商工会会員の皆様

今なら最大約58%(*1)(*2)(*3)割引

※割引率根拠(*1)(*2)(*3)は、裏表紙をご参照ください。

商工会の業務災害保険

中小企業の皆様の課題を解決する〈業務災害総合保険〉

皆様が抱える様々な労災リスクに対し、企業防衛 人(役員・従業員)を守る 、人材不足 等の対策をしていますか?



全国商工会連合会

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

信頼の商工会の制度、だから安心。

業務災害補償プラン 商工会の 業務災害保険 は・・・

企業経営をとりまく様々な業務災害リスクへの備えはできていますか?



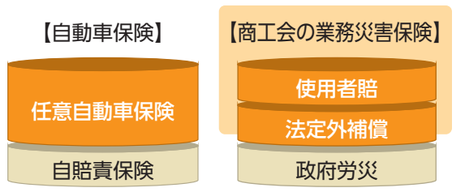
過労やうつ病などの病気も労災認定され、
高額な訴訟事案が発生するなど、
企業にとって業務災害の問題は深刻です。

商工会の業務災害保険にご加入いただくと・・・

企業防衛　訴訟対策　福利厚生の拡充

用　途	主な補償内容
法定外補償 示談解決	死亡補償・後遺障害補償
	入院補償・通院補償
	治療費用補償
訴訟対策	使用者賠償責任補償
	雇用関連賠償責任補償
	法律相談費用
福利厚生	休業補償
	疾病休業補償
	精神障害追加補償(疾病休業補償用)
	役員・事業主等フルタイム補償

各補償の位置づけ



福利厚生の拡充により、人材確保だけでなく、訴訟の未然防止にも繋がります。
「無告知・無審査」で「役員・従業員全員」が対象となる**疾病休業補償**をご活用ください。

補 償 対 象 者 は …



役員、社員、パート、アルバイトの方

＋

製造業などの**構内下請負人**
建設事業の**下請負人、派遣労働者**



例えば

建設事業、貨物自動車運送事業以外の業種の場合

1 貴社（社員、パート、アルバイト）

2	3	4
役員・個人事業主	構内下請負人：貴社の施設内で作業する請負作業員	派遣労働者：貴社の製造ラインに従事する派遣労働者

建設事業の場合

1 貴社（社員、パート、アルバイト）

2	3	4
役員・個人事業主	下請負人：貴社の建設現場の下請負人	派遣労働者：貴社の建設現場の警備員・清掃作業員など

補償対象者の範囲

お客様のニーズに応じて、補償の対象とする方を 1(*1) 2 3 4 の4つのグループから組み合わせてご契約いただけます。

(*1) 1は自動セット

1 社員、パート、アルバイトなど雇用契約がある従業員全員を補償します。

2 役員、個人事業主(*2)を補償します。
(*2) 個人事業主は、年間包括契約で、かつ24時間補償とする場合のみ補償対象者に含めることができます。

3 建設事業、貨物自動車運送事業以外の業種：構内下請負人(*3)を補償します。
建設事業：下請負人・構内下請負人(*4)を自動補償します。
貨物自動車運送事業：下請負人を補償対象として選択した場合、下請負人には構内下請負人が自動的に含まれます。
(*3)記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設内において、記名被保険者の業務に従事する者をいいます。
(*4)記名被保険者の下請負人および下請負人の直接の使用関係にある者のうち、記名被保険者の業務に従事中の者をいいます。

4 労働者派遣会社から派遣され、記名被保険者の業務に従事中の派遣労働者を補償します。

2

企業の皆さまの**いざ**をお守りし、**いつも**をお支えします!

いざというとき、弁護士等の支援と適切なタイミングでの効果的な保険金のお支払いにより、早期の企業活動正常化に貢献します!
福利厚生制度の充実を通じて、従業員がいきいき働く職場づくりをサポートします!

お客様の“いざ”と“いつも” をお守りする全体像

業務災害総合保険 未加入

平時(いつも)



従業員への補償は最低限の政府労災のみ

事故発生 時(いざ)

業務災害総合保険に入っていないと…



被害者家族

生活への不安
企業への不信感が増して…

政府労災の認定待ち(半年から1年)

⚠ 重大労災事故発生



企業

訴訟が長期化すると…
■訴訟対応ロード・コスト
■企業のイメージダウン
■人材確保が困難に

政府労災給付

訴訟に発展





例…35歳男性 年収500万円
被扶養者 妻、子供1人(18歳未満)

後遺障害1級に認定された場合 ▶ 総額1億2,995万円

- □ 遺失利益 8,855万円
- □ 慰謝料 2,800万円
- □ 政府労災給付額 1,340万円

自己負担1億円以上

経営不振

業務災害総合保険 加入



充実した福利厚生制度により従業員がいきいき働く職場づくりをサポート

解決策福利(福利厚生の充実)

- ・休業補償　・商工団総
- ・スマート総合福祉団体定期※1
- ・ウェルナビ(無料)※2

＋ メディカルアシスト ストレスチェックサービス

課題・ニーズの見える化



ウェルナビ(無料)の導入で
ウェルビーイング改善点把握!

⚠ セクハラ・パワハラ訴訟発生

加入 業務災害総合保険基本補償(傷害+ 使用者賠)で企業防衛

POINT
労災認定は不要ですぐに保険金をお支払い ※3

POINT
円満示談で早期解決

①死亡・後遺障害補償保険金
法律相談費用補償特約(業務災害用)

円満示談
訴訟を回避

POINT
弁護士紹介

POINT
訴訟長期化防止

訴訟に発展

万一、円満示談に至らなかった場合





企業活動正常化
被害者ご家族の生活再建

お支払い事例

1 作業場で従業員が別の従業員が運転する運搬用フォークリフトと衝突し、死亡。加害者運転手は不法行為責任、会社は使用者責任に基づき両者に責任があるとし、従業員遺族は損害賠償を請求して提訴。裁判所の提示により、両者が連帯して**和解金4,500万円**をお支払い。

2 ビル屋上での工事作業中、従業員2名が地上に転落し死亡。従業員は安全ベルトを装着していなかった。
会社側は使用者として、作業足場の確保や安全ネットの準備、従業員に安全ベルトを装着させる等の対策を講じていなかったとして責任を問われた。
会社側の**過失割合90%で示談し、賠償金として逸失利益、慰謝料、葬祭費が認定され、3,930万円**をお支払い。

※上記は当社が作成した事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

未加入 雇用関連賠償責任補償特約に入っていな いと…



誰に相談すればいいか分からない…

訴 訟



企業



対応が遅れ、長期化すると…
■社内モチベーションダウン
■企業イメージダウン
■人材確保が困難に

生産性低下に伴う業績悪化

加入 雇用関連賠償責任補償特約で企業防衛



POINT
弁護士紹介
訴訟長期化防止

POINT
早期和解

③損害賠償保険金
争訟費用等含む

訴 訟

お支払い事例

1 勤務態度に問題があり解雇された従業員が、**不当解雇**されたとして、地位確認と解雇～審判確定までの給与月額支払を求め、地裁に労働審判を申し立てた。さらに、解雇に至るまで長年にわたって社長からの**セクハラ、パワハラ**を受けていた事実を主張。最終的に会社都合による合意退職とした上で、**給与6か月分相当の150万円**を支払うことで和解。法律相談費用と合わせてお支払い。

2 従業員が上司から人格否定等の罵倒による**パワハラで適応障害を発症**し休職。従業員側から50万円以上の慰謝料請求があったが、企業側の弁護士も介入し、**解決金50万の支払**にて和解。**和解金50万円と訴訟費用19万円**をお支払い。

※上記は当社が作成した事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

各補償のポイント

① 死亡・後遺障害保険金

政府労災の認定には半年～1年以上かかることもありますが、政府労災の給付決定を待たずに死亡・後遺障害保険金を迅速にお支払いします(※)。早期のお支払いにより、被害者家族の不安を解消することで、訴訟回避に繋がります。

※精神疾患、脳疾患・心疾患等を除きます。

② 使用者賠償責任補償特約

死亡・重度後遺障害を伴う労災事故では政府労災給付を超える高額の損害賠償が発生し、その差額が経営に大きな打撃を与える可能性があります。
本特約により、使用者賠償責任に伴う経営への影響を抑えることができます。

③ 雇用関連賠償責任補償特約

パワハラ防止法の成立により、ハラスメントによる訴訟リスクが高まっており、適切な対応が不可欠です。
ハラスメントが社内外に知られると企業イメージ・従業員モチベーションダウンに直結しますが、初期の段階から経験豊富な弁護士と連携し早期解決に繋げることで、企業のイメージと信頼をお守りします。

※1超Tプロとは異なる商品となります。「スマート総合福祉団体定期」の正式名称は「総合福祉団体定期保険 電子契約に関する特約 無配当特約 付加」です。
※2超Tプロご加入者以外の方もご利用いただけます。　※3精神疾患(メンタルヘルス疾患)、脳疾患・心疾患等を除きます。

3

企業・社長(役員)をお守りする補償

主 な 補 償

✓ 死亡補償・後遺障害補償 自動セット

補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または後遺障害を被られた場合に補償します。

✓ 使用者賠償責任補償 自動セット

補償対象者が業務上の事由または通勤により被った身体障害について、企業、役員の方等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

✓ 法律相談費用補償(業務災害用) 自動セット

補償対象者が業務遂行に起因すると疑われる身体障害を被り、企業、役員の方等があらかじめ引受保険会社(東京海上日動)の同意を得て弁護士等に法律相談を行った場合の法律相談費用を補償します。

✓ 災害付帯費用補償

死亡補償保険金または1～7級に相当する後遺障害補償保険金をお支払いする場合に、所定の保険金(定額)を企業にお支払いします。

お客様の“いざ”を お守りする全体像

業務災害総合保険 未加入

事故発生 時(いざ)

業務災害総合保険に入っていないと…



被害者家族

生活への不安
企業への不信感が増して…

政府労災の認定待ち(半年から1年)

政府労災給付



企業

訴訟が長期化すると…
■訴訟対応ロード・コスト
■企業のイメージダウン
■人材確保が困難に

訴訟に発展

賠償金

自己負担

政府労災給付



例…35歳男性 年収500万円
被扶養者 妻、子供1人(18歳未満)
後遺障害1級に認定された場合 ▶ 総額1億2,995万円

- □ 遺失利益 8,855万円
- □ 慰謝料 2,800万円
- □ 政府労災給付額 1,340万円

自己負担 1億円以上

経営不振

⚠ 重大労災事故発生

業務災害総合保険 加入

業務災害総合保険基本補償(傷害+使用者賠)で企業防衛

POINT 労災認定は不要※1ですぐに保険金をお支払い

POINT 円満示談で早期解決

①死亡・後遺障害補償保険金
法律相談費用補償特約(業務災害用)

円満示談
訴訟を回避

②使用者賠償保険金

POINT 訴訟長期化防止

訴訟に発展

死亡・後遺障害保険金

政府労災給付

POINT 弁護士紹介

万一、円満示談に至らなかった場合

※1 精神疾患(メンタルヘルス疾患)、脳疾患・心疾患等を除きます。

企業活動正常化
被害者ご家族の生活再建



お支払い事例

1 作業場で従業員が別の従業員が運転する運搬用フォークリフトと衝突し、死亡。加害者運転手は不法行為責任、会社は使用者責任に基づき両者に責任があるとし、従業員遺族は損害賠償を請求して提訴。裁判所の提示により、両者が連帯して**和解金4,500万円**をお支払い。

2 ビル屋上での工事作業中、従業員2名が地上に転落し死亡。従業員は安全ベルトを装着していなかった。
会社側は使用者として、作業足場の確保や安全ネットの準備、従業員に安全ベルトを装着させる等の対策を講じていなかったとして責任を問われた。
会社側の**過失割合90%で示談し、賠償金として逸失利益、慰謝料、葬祭費が認定され、3,930万円**をお支払い。

※上記は当社が作成した事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

各補償のポイント

① **死亡・後遺障害保険金**
政府労災の認定には半年～1年以上かかることもありますが、政府労災の給付決定を待たずに死亡・後遺障害保険金を迅速にお支払いします(※)。早期のお支払いにより、被害者家族の不安を解消することで、訴訟回避に繋がります。
※精神疾患、脳疾患・心疾患等を除きます。

② **使用者賠償責任補償特約**
死亡・重度後遺障害を伴う労災事故では政府労災給付を超える高額の損害賠償が発生し、その差額が経営に大きな打撃を与える可能性があります。
本特約により、使用者賠償責任に伴う経営への影響を抑えることができます。

労災差額リスクは、図り知れません。



● 政府労災と労災訴訟高額判決事例

35歳男性 年収500万円
(給付基礎日額1万円)
被扶養者 妻、子供1人(18歳未満)

労災事故により後遺障害1級に認定された場合 ▶ 損害賠償額 **1億2,995万円**

損害賠償額内訳

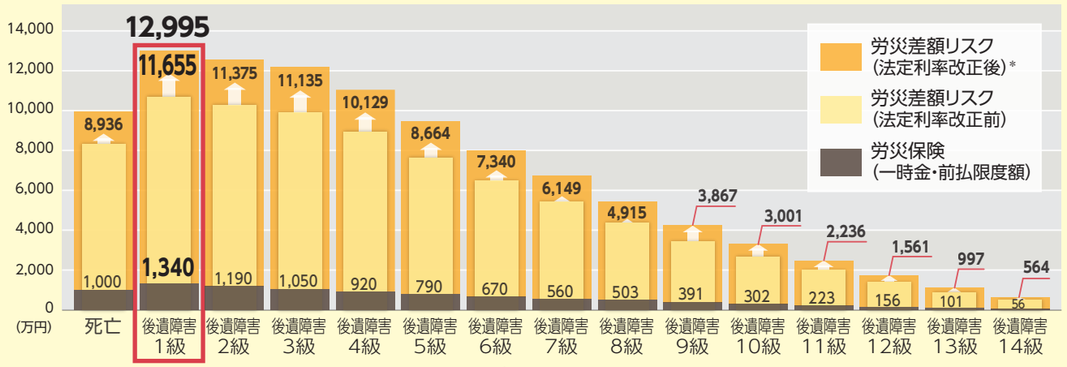
政府労災給付額	逸失利益(被災者本人や遺族への見舞金等)	慰謝料(被災者本人や遺族への精神的ダメージ)	葬祭費用・諸経費
1,340万円	8,855万円	2,800万円	+α
	政府労災ではカバーされない部分(一例)		

政府労災給付額とは、死亡の場合遺族(補償)等給付、後遺障害の場合障害(補償)等給付をいいます。

政府労災給付額と実際の賠償額との差は“労災差額リスク”と呼ばれます。

労災差額リスクは [損害賠償額 1億2,995万円 ― 政府労災給付額 1,340万円] = **1億1,655万円**

● 使用者賠償責任が発生した場合の労災差額リスク例



*2020年4月に施行された改正後の民法では、法定利率が変動制となり、改正法施行時の利率は従来の年5%から年3%に低下

※慰謝料は弁護士基準を採用しています。

4

ハラスメント対策

主　な　補　償

✓ 雇用関連賠償責任補償*1

パワハラ・セクハラ・マタハラ行為・カスタマーハラスメントへの不適切な対処等に対する管理責任や不当解雇等により、企業、役員、管理職の方等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

✓ 法律相談費用補償(迷惑行為被害用)*2

迷惑行為により業務が妨害されそれが発生したこと等について、弁護士等に法律相談を行った場合いします。

✓ ハラスメント再発防止費用補償*1*2*3

ハラスメント行為により、企業、役員の方等が法律上の損害賠償責任を負担し、再発防止のために企業が負担した費用や、迷惑行為被害の再発防止のために企業が負担した費用を補償します。

*1 ハラスメントを行った本人に対して損害賠償請求がなされた場合、雇用関連賠償責任補償特約条項では保険金のお支払い対象外となりますが、ハラスメント再発防止費用補償特約条項では保険金の支払い対象となる場合があります。

*2 雇用関連賠償責任補償特約条項をセットする契約に自動セットされます。

*3 使用者賠償責任補償特約条項で保険金の支払い対象となったハラスメントについても、ハラスメント再発防止費用補償特約条項で保険金のお支払い対象となる場合があります。

お客様の“いざ”をお守りする全体像



「雇用関連賠償責任補償特約条項」をセットすると

① パワハラ・セクハラ・マタハラ行為等に対する管理責任・不当解雇などにより生じた賠償責任も補償
② 雇用関連のリスクを最大1億円まで補償
③ 企業だけでなく社長個人のほか、従業員、役員、管理職の方まで補償
④ 経験豊富な弁護士と連携し、早期解決につなげることで、企業のイメージと信頼をお守りします。

＋

「ハラスメント再発防止費用補償特約条項」が自動セットされるため…

ハラスメント行為によって事業者が賠償責任を負担した場合に、ハラスメント再発防止にかかる費用等を補償　1事故につき最大50万円まで補償

▶ 社員向けのハラスメント再発防止セミナー開催に生じる費用等が対象です。

こんなことが起きています!



2022年4月から中小企業でも「事業者がパワハラに対して雇用管理上必要な防止措置を講じることが義務化されました。

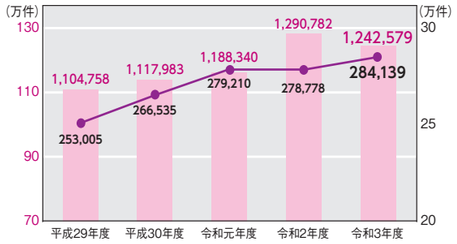
パワハラ防止法*1等の内容

- 「パワハラ」が法律で定義され、セクハラと同様に、事業主が雇用管理上必要な防止措置を講じることが義務化*2されました。
- パワハラに関する紛争が生じた場合、都道府県労働局長に申請することで、調停制度を利用できるようになりました。
- セクハラ・パワハラ等は行ってはならないものとして、その防止に関する事業主・労働者の責務が明確化されました。また、ハラスメントについて相談した労働者に対して、事業主が不利益な取扱いを行うことが禁止されました。

ハラスメント被害者が声をあげやすい環境

事業主が管理責任を問われやすい環境

◆全国の労働局の総合労働相談コーナーへの相談件数



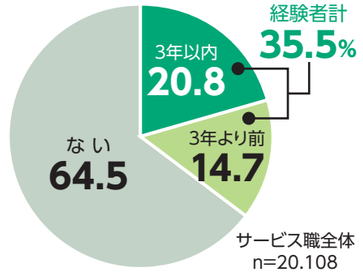
引用・参考:厚生労働省「個別労働紛争解決制度施行状況」

*1 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」のことをいいます。

*2 大企業では2020年6月に義務化、中小企業では2022年4月に義務化されました。

従業員の3人に1人はカスタマーハラスメントの被害に遭っています!

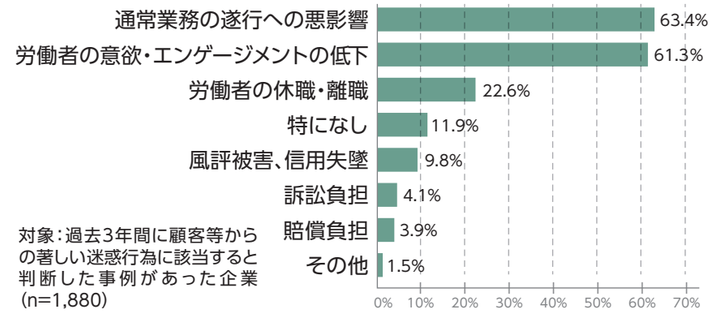
カスハラ被害経験（%）



出典:株式会社パーソル総合研究所
カスタマーハラスメントに関する定量調査

カスタマーハラスメントが発生すると、事業運営への悪影響や従業員の意欲低下を招くおそれがあります!

通常業務の遂行に悪影響がでたり、従業員の意欲が低下してしまいます。



対象:過去3年間に顧客等からの著しい迷惑行為に該当すると判断した事例があった企業（n=1,880）

出典:令和5年度職場のハラスメントに関する実態調査

カスタマーハラスメント対策が企業に義務化されます!

近年増加するカスタマーハラスメントに対して、企業が毅然とした対応をとることができるよう、法整備が進められています。

2024年12月　厚生労働省カスハラ対策を企業へ義務付けの方針

2025年 4月　東京都カスハラ防止条例施行

カスタマーハラスメント発生時、企業は従業員をカスタマーハラスメントから守り、適切な対処を講じられるよう備えが必要です。

「雇用関連賠償責任補償特約条項」をセットすることで以下の備えが可能となります。

弁護士等への相談費用　／　再発防止を講じる費用　／　相談先の確保

▼ カスタマーハラスメントを想定した事前の準備

① 基本方針・基本姿勢の明確化、従業員への周知・啓発
② 従業員（被害者）のための相談対応体制の整備
③ カスタマーハラスメントの対応方法、手順の策定
④ 社内対応ルールに関する従業員の教育の実施

▼ カスタマーハラスメントが実際に起こった際の対応

⑤ 事実関係の正確な確認と事案への対応

カスタマーハラスメント相談サービス（付帯サービス）をご利用いただくことで、弁護士に一般的な対応について電話相談をすることができます。
上記に加え、弁護士等に法律相談を行った場合に、**法律相談費用補償特約条項（迷惑行為被害用）**で1事故につき10万円（保険期間を通じて30万円）まで補償します。

⑥ 従業員への配慮の実施措置

従業員の方に**メンタルケア・ホットライン（付帯サービス）**を利用していただくことで、専門のカウンセラーや精神科医にメンタル面のお悩み等についてご相談いただくことができます。

⑦ 再発防止のための取組

再発防止にかかる次の費用を、**ハラスメント再発防止費用補償特約条項**で1事故につき50万円まで補償します。
(1) 再発防止策に関するコンサルティング費用
(2) マニュアル策定費用
(3) 従業員教育費用

⑧ ①～⑦までの措置と併せて講ずべき措置

カスタマーハラスメントに対して適切な対応を講じなかったことについて従業員から安全配慮義務違反等を問われた場合において、企業が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、**雇用関連賠償責任補償特約条項**で補償します。

5

社員のウェルビーイング向上を支える支援策

以下の主な補償の組み合わせにて　ウェルビーイング向上に向けご検討ください。

☐ 治療費用補償*1

従業員の方*2が業務に従事中または通勤中に被った身体障害について、医師等の治療を受けた場合に、従業員の方*2が負担した費用（差額ベッドの使用料等）に対して企業が補償した額を保険金としてお支払いします。



☐ 役員・事業主等フルタイム補償

役員・個人事業主・政府労災特別加入者（役員（個人事業主）・海外派遣者を除く）の傷害リスクを24時間補償（ケガに関して業務中・業務外を問わず補償）します。
※個人事業主・政府労災特別加入者（役員（個人事業主）・海外派遣者を除く）を補償対象者とする場合、本特約のセットを必須とします。

☐ 休業補償

従業員の方*2が業務に従事中または通勤中に身体障害を被って就業不能になり、その状態が免責期間を超えて継続した場合に、保険金をお支払いします。

☐ 疾病休業補償*3

従業員の方*4が疾病*5*6を被って就業不能となり、その状態が免責期間を超えて継続した場合に、保険金をお支払いします。

☐ 精神障害追加補償（疾病休業補償用）*7

疾病休業補償について、精神疾患（メンタルヘルス疾患）*6を被って就業不能となった場合を追加して補償対象とします。



*1　公的医療保険制度等からの給付がある場合、これを差し引きます。詳細は、P. 18をご確認ください。
*2　役員の方等を補償の対象（補償対象者）とすることもできます。
*3　ご契約によっては、本特約をセットすることができない場合があります。
*4　ただし、保険契約の保険期間の初日時点で満65歳未満の方に限ります。役員の方等を補償の対象（補償対象者）とすることもできます。
*5　精神疾患（メンタルヘルス疾患）を除きます。
*6　政府労災保険の給付が決定した場合を除きます。
*7　疾病休業補償をセットするご契約のみに本特約をセットできます。

従業員の採用がうまくいかない

人手不足（従業員の確保と定着）が課題になっている!

従業員がいきいき働く強い会社にしたい

人手不足の解消には“福利厚生の充実”がひとつの解決策と言われていますが、従業員に喜ばれている福利厚生は、経済的に安定した生活をおくるためのサポートです。また、従業員が求めている福利厚生も変化してきており、多くの方が「安心して働くことができる環境」を求めているようです。

会社にどのような制度・仕組みがあればよいと思いますか。
既に実施されているものを除いて該当する項目を全て選択ください。

※「ウェルビーイングナビ」を利用された企業のアンケート回答を元に作成

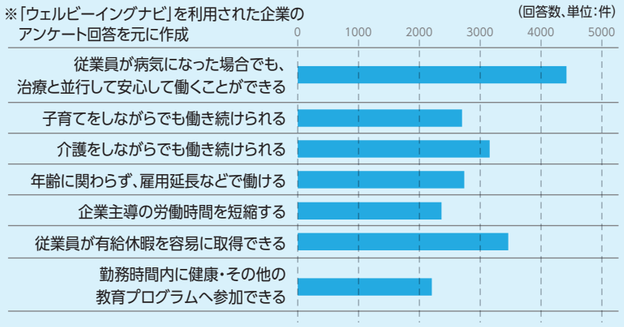
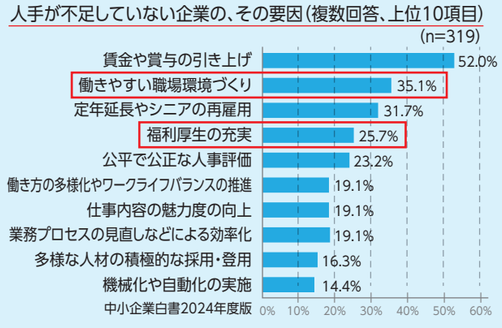


図2 人材を十分に確保できている企業では、働きやすい職場環境・制度の整備が進んでいる

人手が不足していない企業の、その要因（複数回答、上位10項目）



中小企業白書2024年度版

まずは御社の従業員が望む福利厚生を知るために、声を聞いてみませんか?

ウェルビーイングナビ

ウェルビーイングナビとは、従業員がいきいき働く職場づくりにご活用いただける無料サービスです。
従業員向けアンケートにより以下状況を見える化し、対策の検討までご支援させていただきます。

- ☑ 組織のいきいき度（エンゲージメント）
- ☑ 職場に潜むリスク（ハラスメント）
- ☑ 労働生産性
- ☑ 悩みや不安
- ☑ 体の健康

POINT

従業員50名未満の小規模事業場における ストレスチェックの義務化が決定

- 2025年5月に改正労働安全衛生法が公布され、2015年以降「努力義務」とされてきた従業員50名未満の事業場におけるストレスチェックが義務化されます。
- 改正法の施行は「公布後3年以内」と定められており、遅くとも2028年5月までに義務化が開始される予定です。
- これにより、事業場規模に関わらず、年1回のストレスチェック実施、結果通知、高ストレス者の面接指導、記録保存（5年間）などが必要になる見込みです。

以下無料付帯サービスを提供いたします。

ストレスチェックサービス

※検査の実施者（産業医等）がいない場合、本サービスはご利用いただけません。

東京海上日動のストレスチェックサービスの主な特徴

1. 検査項目は、**厚生労働省によって使用が推奨されている「職業性ストレス簡易調査票（57項目）」**を使用しています!
2. メールアドレスをお持ちの従業員様に加えて、**メールアドレスをお持ちでない従業員様にも**ストレスチェックサービスを提供できます!
 （※）WEBサイトを通じて提供いたします（PC・タブレット等を使用して、検査を実施いただけます）。
3. 検査終了後、**すぐに従業員様ごとのストレスプロフィール**（個人ごとのストレスの特徴や傾向を数値、図表等で示したもの）を**ご確認**いただけます!
4. ストレスチェックの結果について、**集団的に分析した結果をお客様に提供します!**
 これにより、組織的なストレスの状況を把握することができます。
5. **英語によるストレスチェックも可能です!**
 ストレスプロフィールも英語でフィードバックされます。

6

その他の補償

地震・噴火・津波危険補償

補償対象者の業務中の地震・噴火これらによる津波等による身体障害を補償します。また、これらによって貴社が負担する法律上の賠償責任も補償します。

ご存知ですか? 企業にとっても怖い地震!!

その1* 政府労災は、地震・津波などによる業務中（勤務中・通勤中）のケガ・死亡も **労災認定** する傾向!

■業務災害の例
勤務中に、地震が発生、倒れてきた書棚の下敷きになってケガをした場合

■通勤災害の例
帰宅途中に地震による津波が発生、避難場所へ移動中に津波に巻き込まれ死亡した場合

その2* 地震による事故死も企業の「安全配慮義務違反」として **民事訴訟** になる場合があります!

津波死亡の家族、会社を提訴	地震による津波でスーパー販売店員らが死亡・行方不明となったのは、会社が安全配慮義務を怠ったためとして、店員3人の家族が会社を相手取り、慰謝料など総額約2億5,000万円を求める損害賠償訴訟を提起した。
バイト中に震災死、安全配慮怠ったと親が提訴	地震で飲食店のアルバイト勤務中に死亡した高校3年生の女子生徒（当時18歳）の両親が、店舗運営会社を相手取り約8,000万円の損害賠償を求める訴訟を起こした。

*これらの事例は引受保険会社（東京海上日動）が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

お客様が加入している労災上乗せ保険は、
地震・噴火またはこれらによる津波などの天災によるリスクに対応していますか?

これまで、保険会社の労災上乗せ保険などの損害保険では、基本的に、地震・噴火またはこれらによる津波による損害は支払いの対象としていません（地震・噴火またはこれらによる津波による損害を補償の対象とするためには、特約を付帯しなければなりません）。
地震や津波により従業員の皆様が死傷した場合は、**政府労災では補償の対象となるのに、労災上乗せ補償では、支払いの対象外というケースが発生しており、労災上乗せ補償の見直しが必要な状況になってきています。**また、**企業への地震・噴火またはこれらによる津波による注意義務、安全配慮義務も高まっており、事業継続の観点からも、災害に対する備えが必要といえます。**

ご安心ください! 「地震・噴火・津波危険補償特約」をセットすれば…



業務中の地震・噴火またはこれらによる津波による **従業員のケガ・ケガによる死亡を補償!**

保険金を法定外補償規定による見舞金・弔慰金として、**企業から被災者やその家族にお渡しできます!**
※災害付帯費用補償特約を付帯した場合

＋

さらに 業務中の地震・噴火またはこれらによる津波による従業員のケガや病気についての企業の法律上の賠償責任を

最大 **1名あたり5億円／1災害あたり10億円まで補償!**

その他の主な補償

三大疾病・介護休業時事業継続費用補償*1

オプション 精神障害追加補償

補償対象者が三大疾病（がん・急性心筋梗塞または脳卒中）による休業または親族の介護休業を連続して31日以上取得した場合に、被保険者が負担した営業継続費用等（従業員の職場復帰に資する費用等）を補償します。

精神障害追加補償*2（三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項用）



三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項について、精神疾患（メンタルヘルス疾患）に罹患したことを理由に休業し、その休業を開始した日から連続して休業した期間が31日以上となった場合を追加して保険金の支払い対象とします。

退職時一時金補償

従業員の方が精神疾患（メンタルヘルス疾患）、脳疾患・心疾患等または1～7級に相当する後遺障害を被り、その直接の結果として退職したときの一時金を補償します。

*1 ご契約によっては、本特約をセットすることができない場合があります。
*2 三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項をセットするご契約のみに本特約をセットできます。

7

商工会の業務災害保険は、ダブル補償でお守りします。

基　本　補　償

☑ 死亡補償保険金・後遺障害補償保険金 自動セット

従業員の方等が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または後遺障害を被られた場合に補償します。

☑ 入院補償保険金・手術補償保険金・通院補償保険金

補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に入院または通院（往診を含みます。）された場合や、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する所定の手術を受けられた場合に補償します。



＋

☑ 使用者賠償責任補償特約条項 自動セット

POINT! **最大1名あたり5億円/1災害あたり10億円まで補償**

従業員の方等が業務上の事由または通勤により被った身体障害について、企業、役員の方等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。



☑ 法律相談費用補償特約条項（業務災害用） 自動セット

従業員の方等が業務遂行に起因すると疑われる身体障害を被り、企業、役員の方等があらかじめ引受保険会社の同意を得て弁護士等に法律相談を行った場合の法律相談費用について保険金をお支払いします。

オプション補償

企業をお守りする補償

お客様*2のニーズに合わせて、補償をお選びいただけます。

☐ 雇用関連賠償責任補償特約条項*1

POINT! **最大1請求・保険期間中1億円まで補償**

パワハラ・セクハラ・マタハラ行為・カスタマーハラスメントへの不適切な対処等に対する管理責任や不当解雇等により、企業、役員の方等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

☐ 法律相談費用補償特約条項（迷惑行為被害用）*3 New

迷惑行為により業務が妨害され、金銭上の損害を被ることまたはそのおそれが発生したこと等について、あらかじめ引受保険会社の同意を得て弁護士等に法律相談を行った場合の法律相談費用について保険金をお支払いします。

☐ 身元信用補償特約条項*4

従業員の方（被保証人）が不誠実行為を行ったことにより、企業が所有する財産に生じた損害や、企業以外の者が所有する財産の損害について企業が法律上の損害賠償責任を負うことで被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※本特約条項で保険金の支払対象となる「不誠実行為」とは…
被保証人が企業のために事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行う窃盗、不動産侵奪、強盗、詐欺、横領または背任行為をいいます。

☐ ハラスメント再発防止費用補償特約条項*1*3*5

パワハラ、セクハラ、マタハラ行為・カスタマーハラスメントへの不適切な対処等により企業、役員の方等が法律上の損害賠償責任を負担し、再発防止のために企業が負担した費用や、迷惑行為被害の再発防止のために企業が負担した費用に対して、保険金をお支払いします。

☐ 精神障害追加補償特約条項*7（三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項用）

三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項について、精神疾患（メンタルヘルス疾患）に罹患したことを理由に休業し、その休業を開始した日から連続して休業した期間が31日以上となった場合を追加して保険金の支払対象とします。

☐ 育児休業延長時事業継続費用補償特約条項*4

従業員の方が育児休業の延長を行い、その休業を開始した日から連続して休業した期間が90日以上となる場合に、企業が負担した営業継続費用（代替のための求人費用等）に対して保険金をお支払いします。

※本特約条項で保険金の支払対象となる「育児休業の延長」とは…
「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」第5条第3項において定める育児休業をいいます。具体的には、1歳から1歳6か月に達するまでの子の養育を行っている親が、その子の1歳到達日において育児休業していた場合において、次の理由から休業を延長することが雇用の継続のために特に必要と認められ、事業者へ申出が可能な育児休業をいいます。
①保育所に入所を希望しているが、入所できない場合、②養育を予定していた配偶者の死亡、③養育を予定していた配偶者の負傷・疾病等、④養育を予定していた配偶者との別居、⑤6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定がある、または産後8週間を経過しない場合

☐ メンタルヘルス等業務上疾病対策費用補償特約条項

補償対象者の精神疾患（メンタルヘルス疾患）、脳疾患・心疾患等について、政府労災保険の給付申請が行われた場合に所定の保険金（定額）を企業にお支払いします。

☐ 災害付帯費用補償特約条項

死亡補償保険金または1～7級に相当する後遺障害補償保険金をお支払いする場合に、所定の保険金（定額）を企業にお支払いします。

☐ 三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項*4

POINT! **精神障害追加補償特約付帯で精神疾患も補償**

従業員の方*6が三大疾病（がん、急性心筋梗塞または脳卒中）に罹患したことまたは親族への介護を行うことを理由に休業し、その休業を開始した日から連続して休業した期間が31日以上となる場合に、企業が負担した営業継続費用等（従業員の方*6の職場復帰に資する費用等）に対して保険金をお支払いします。

*1 ハラスメントを行った本人に対して損害賠償請求がなされた場合、雇用関連賠償責任補償特約条項では保険金の支払対象外となりますが、ハラスメント再発防止費用補償特約条項では保険金の支払対象となる場合があります。
*2 法人だけではなく、個人事業主等もご契約者となることができます。詳しくは代理店または東京海上日動（以下「引受保険会社」といいます。）までお問い合わせください。
*3 雇用関連賠償責任補償特約条項をセットする契約に自動セットされます。
*4 ご契約によっては、本特約をセットすることができない場合があります。
*5 使用者賠償責任補償特約条項で保険金の支払対象となったハラスメントについても、ハラスメント再発防止費用補償特約条項で保険金の支払対象となる場合があります。
*6 役員の方を補償の対象（補償対象者）とすることもできます。
*7 三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項をセットするご契約のみに本特約をセットできます。

役員・従業員の皆さんをお守りする補償

必要とお考えの補償に☑をお付けください。

☐ 治療費用補償特約条項

従業員の方*1が業務に従事中または通勤中に被った身体障害について、医師等の治療を受けた場合に、従業員の方*1が負担した費用（差額ベッドの使用料等）*2に対して企業が補償した額を保険金としてお支払いします。

☐ 役員・事業主等フルタイム補償特約条項

役員・個人事業主・政府労災特別加入者（役員（個人事業主）・海外派遣者を除く）の傷害リスクを24時間補償（ケガに関して業務中・業務外を問わず補償）します。

※個人事業主・政府労災特別加入者（役員（個人事業主）・海外派遣者を除く）を補償対象者とする場合、本特約のセットを必須とします。

☐ 休業補償特約条項

従業員の方*1が業務に従事中または通勤中に身体障害を被って就業不能となり、その状態が免責期間を超えて継続した場合に、保険金をお支払いします。

☐ 疾病休業補償特約条項*3

POINT! **業務外で食中毒や疾病等により就業不能となった場合も補償**

従業員の方*4が疾病*5*6を被って就業不能となり、その状態が免責期間を超えて継続した場合に、保険金をお支払いします。

☐ 地震・噴火・津波危険補償特約条項

補償対象者の業務中の地震・噴火これらによる津波等による身体障害を補償します。また、これらによって貴社が負担する法律上の賠償責任も補償します。

☐ 針刺し事故等による感染症危険補償特約条項*8

医療、看護、衛生、医療廃棄物の処理その他医療関係の業務に従事中に、針刺し事故や血液の粘膜への付着等によってHCV、HIVに感染した場合等に保険金をお支払いします。

☐ 精神障害追加補償特約条項（疾病休業補償特約条項用）*7

疾病休業補償特約条項について、精神疾患（メンタルヘルス疾患）*6を被って就業不能となった場合を追加して保険金の支払対象とします。



☐ 退職時一時金補償特約条項

従業員の方が精神疾患（メンタルヘルス疾患）、脳疾患・心疾患等または1～7級に相当する後遺障害を被り、その直接の結果として退職したときに保険金をお支払いします（いずれも原因となった身体障害に対して引受保険会社が保険金をお支払いする場合に限ります。）。

*1 役員の方等を補償の対象（補償対象者）とすることもできます。
*2 公的医療保険制度等からの給付がある場合、これを差し引きます。詳細は、P.18をご確認ください。
*3 ご契約によっては、本特約をセットすることができない場合があります。
*4 この保険契約の保険期間の初日時点で満65歳未満の方に限ります。また、役員の方等を補償の対象（補償対象者）とすることもできます。
*5 精神疾患（メンタルヘルス疾患）を除きます。
*6 政府労災保険の給付が決定した場合を除きます。
*7 疾病休業補償特約条項をセットするご契約のみに本特約をセットできます。
*8 お客様の業種が医療業等である場合に、本特約をセットできます。

8

業務災害総合保険（商工会の業務災害保険）重要事項説明書

※加入依頼書等への署名または記名・捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

本紙は、「業務災害総合保険」の重要事項説明書です。ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
ご加入いただく際は、加入依頼書等でご案内しております補償内容等がお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または引受保険会社までお申し出ください。
本紙はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、ご契約者のホームページに掲載している約款をご参照ください。

［マークのご説明］ 契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項　注意喚起情報 ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

Ⅰ 加入手続き前におけるご確認事項

❶ 商品の仕組み 契約概要

商工会の業務災害保険（業務災害総合保険）は、補償対象者が業務に従事中または通勤中に被った身体障害について、被保険者が法定外補償を行うこと、法律上の損害賠償責任を負担すること等によって生じる損害に対して、保険金を支払います。

■基本となる補償・特約

基本となる補償、ご契約者のお申出により任意にご契約いただける主な特約（オプション）は次のとおりです。

⚠ 実際にご契約いただく補償内容は、加入依頼書等でご確認ください。

基本となる補償

- 業務災害補償特約条項
- 法律相談費用補償特約条項（業務災害用）
- 使用者賠償責任補償特約条項
- 追加特約条項
- 保険料に関する規定の変更特約条項

主な特約

- 役員・事業主等フルタイム補償特約条項
- 休業補償特約条項
- 疾病休業補償特約条項
- 精神障害追加補償特約条項（疾病休業補償特約条項用）
- 治療費用補償特約条項
- 退職時一時金補償特約条項
- 地震・噴火・津波危険補償特約条項
- 針刺し事故等による感染症危険補償特約条項
- メンタルヘルス等業務上疾病対策費用補償特約条項
- 災害付帯費用補償特約条項
- 自動車搭乗中傷害不担保特約条項
- 死亡のみ補償特約条項（使用者賠償責任補償特約条項用）
- 死亡・後遺障害1～7級のみ補償特約条項（使用者賠償責任補償特約条項用）
- 三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項
 - 精神障害追加補償特約条項（三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項用）
- 雇用関連賠償責任補償特約条項
- 法律相談費用補償特約条項（迷惑行為被害用）*1
- ハラスメント再発防止費用補償特約条項*1
- 育児休業延長時事業継続費用補償特約条項
- 身元信用補償特約条項

*1 「雇用関連賠償責任補償特約条項」をセットするご契約に自動セットされます。

補償対象者の範囲

■自動的に補償対象となる方
従業員*1、建設事業の下請負人*2

■追加保険料をいただくことにより補償対象となる方
役員、個人事業主、政府労災特別加入者（役員（個人事業主）・海外派遣者を除く）*3、貨物自動車運送事業の下請負人（傭車運転者）*2*4、建設事業・貨物自動車運送事業以外の構内下請負人*5、派遣労働者

*1 記名被保険者に使用される者で賃金を支払われる者をいいます。パート・アルバイトなど雇用されている者を含みますが、雇用契約以外の委託契約による労働者や派遣労働者は含みません。また、海外派遣者（日本国内の事業場より賃金の支払いを受け、かつ、雇用関係により記名被保険者との間に使用従属関係がある者に限ります。）および出向労働者（記名被保険者が賃金を半分以上負担している者に限ります。）、使用人兼務役員（賃金が役員報酬を上回っている者に限ります。）を含みます。
*2 建設事業および貨物自動車運送事業では、下請負人を補償対象にした場合は、構内下請負人が自動的に補償されます。
*3 労働者災害補償保険法に基づき特別加入を行っている者をいい、役員（個人事業主）または海外派遣者（労働者災害補償保険法第33条第6号または第7号に該当する者をいいます。）に該当する者を除きます。
*4 自動車または軽車両による貨物の運送事業で、記名被保険者の業務に従事する者に限ります。
*5 記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設または記名被保険者が直接業務を行う現場内において、記名被保険者との契約に基づき、記名被保険者の業務に従事する者に限ります。

［身元信用補償特約条項の被保証人の範囲］

■従業員*1

*1 業務災害補償特約条項の補償対象者に含まれる場合に限ります。

❷ 基本となる補償等

① 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。詳細は、約款をご参照ください。
被保険者（補償を受けられる方）が法定外補償規定等に基づいて、補償対象者に対して補償金等を支払うことによる損害に対して、被保険者にお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡補償保険金	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害補償保険金額の全額をお支払いします。 ※ 1事故について、補償対象者ごとに既に支払われた後遺障害補償保険金がある場合は、死亡・後遺障害補償保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	（1）次のいずれかに該当する事由によって補償対象者が被った身体障害 a. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波（「地震・噴火・津波危険補償特約条項」をセットされた場合は地震もしくは噴火またはこれらによる津波も補償されます。） b. 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）またはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用 c. 上記a.b.の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故（「地震・噴火・津波危険補償特約条項」をセットされた場合は上記a.に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱によって生じた身体障害に対しても補償されます。） d. 上記b.以外の放射線照射または放射能汚染　等 （2）次のいずれかに該当する身体障害 a. 風土病による身体障害 b. 化学物質による胆管がんまたは粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症もしくはじん肺法に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則第1条各号に規定する疾病 c. 補償対象者が次のいずれかに該当する間にその補償対象者本人が被った身体障害 （a）法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで自動車等を運転している間 （b）道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 （c）麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等を使用した状態で自動車等を運転している間 d. 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます。）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの　等 ※ただし、使用者賠償責任補償特約条項または法律相談費用補償特約条項（業務災害用）においては、身体障害の定義は次のとおりです。各特約条項における保険金をお支払いしない場合は、約款をご確認ください。 身体障害…傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。 （3）直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかに該当する事由に起因する身体障害 a. 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性 b. 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する上記a.と同種の有害な特性
入院補償保険金	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院補償保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、身体障害を被った日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日*2を限度とします。 *2 ご契約によっては30日で設定する場合があります。	
後遺障害補償保険金	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害補償保険金額に4%～100%の割合を乗じた額をお支払いします。*1 ※ 1事故について、死亡・後遺障害補償保険金額が限度となります。 *1 ご契約によっては7級以上（支払割合42%～100%）に相当する後遺障害に限定してお支払いします。	
手術補償保険金	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*3または先進医療*4に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院補償保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。 *3 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *4「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。	
通院補償保険金	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院補償保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、身体障害を被った日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は1事故について90日*5を限度とします。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *5 ご契約によっては30日で設定する場合があります。	

使用者賠償責任補償特約条項（全件付帯）	従業員等が業務上の事由または通勤により被った身体障害について、被保険者*6が法律上の損害賠償責任を負担した場合 ▶1災害について、正味損害賠償金*7から免責金額を差し引いた額をお支払します。ただし、ご契約された支払限度額を限度とします。 *6 被保険者とは次のいずれかの者をいいます。ただし、②および③の者は、記名被保険者が行う業務に関する限りにおいて、被保険者に含まれます。 ①記名被保険者、②記名被保険者の下請負人、③①または②が法人である場合は、その役員 *7「正味損害賠償金」とは、損害賠償責任額から次のア～ウの合計額を差し引いた金額をいいます。 ア. 労災保険法等により給付されるべき金額 イ. 自動車損害賠償責任保険等により支払われるべき金額 ウ. 次の金額の合計額 ・法定外補償規定に基づき被保険者が補償対象者またはその遺族に支払うべき金額 ・法定外補償規定を定めていない場合は、業務災害総合保険により支払われる保険金のうち、補償対象者またはその遺族に支払われるべき金額 ・災害補償を目的とする保険契約または労働協約等に基づき補償対象者またはその遺族に支払われる金額によって、被保険者が法律上の損害賠償責任を免れる場合は、その金額 ※「死亡のみ補償特約条項（使用者賠償責任補償特約条項用）」をセットの場合、死亡した場合に限り保険金をお支払します。 ※「死亡・後遺障害1～7級のみ補償特約条項（使用者賠償責任補償特約条項用）」をセットの場合、死亡または1～7級に相当する後遺障害を被った場合に限り保険金をお支払します。
法律相談費用補償特約条項（業務災害用）（全件付帯）	補償対象者が業務遂行に起因すると疑われる身体障害を被り、被保険者が負担する可能性のある責任についてあらかじめ引受保険会社の同意を得て弁護士または司法書士に法律相談を行った場合 ▶被保険者が負担した法律相談費用に対して、1回の災害につき10万円を限度に法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、使用者賠償責任補償特約条項により支払われるべき費用については、法律相談費用保険金をお支払いしません。

※【身体障害が業務上疾病の場合】
各種保険金の支払要件について、「身体障害を被った日からその日を含めて180日以内」の規定は適用しません。労災保険法等によって給付が決定され、補償対象者またはその遺族による被保険者に対する補償金の請求が、労災保険法等により特定された発症日または発病日が属する保険期間の終了日の翌日から起算して3年以内になされた場合等に、保険金をお支払いします。詳細は、約款をご参照ください。
※被保険者は、引受保険会社が支払った保険金の全額を補償対象者またはその遺族に支払わなければなりません。

②主な特約 契約概要 注意喚起情報

セットできる主な特約（オプション）は次のとおりです。保険金をお支払いしない場合等特約の詳細および下記以外の特約につきましては約款をご確認ください。
※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

役員・事業主等フルタイム補償特約条項	役員・個人事業主・政府労災特別加入者（役員（個人事業主）・海外派遣者を除く）*1の傷害に該当する身体障害の補償を「業務に従事中または通勤中」から「24時間補償（業務中・業務外を問わず補償）」に変更する特約*2です。 *1 労働者災害補償保険法に基づき特別加入を行っている者をいい、役員（個人事業主）または海外派遣者（労働者災害補償保険法第33条第6号または第7号に該当する者をいいます。）に該当する者を除きます。 *2 個人事業主・政府労災特別加入者（役員（個人事業主）・海外派遣者を除く）を補償対象者とする場合、本特約のセットを必須とします。
休業補償特約条項	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合 ▶休業補償保険金日額に免責期間（3日）を超えた就業不能期間*3を乗じた額をお支払いします。 *3 てん補期間として設定した日数を限度とします。
疾病休業補償特約条項 精神障害追加補償特約条項（疾病休業補償特約条項用）	補償対象者*4が次のいずれかの疾病*5を被り、就業不能となった場合 ①業務外食中毒（業務に従事中または通勤中にに摂取した食品が原因である場合を除きます。） ②業務外症状（業務遂行に伴って発生する症状を除きます。） ③業務外疾病（①、②または精神障害もしくは身体障害に該当しない疾病をいいます。） ▶疾病休業補償保険金日額に免責期間を超えた就業不能期間*6を乗じた額をお支払いします。 ※補償対象者が被った疾病が①または②である場合は、保険期間中に疾病を被り、疾病を被った日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合に限ります。 ※補償対象者が被った疾病が③である場合は、就業不能となった時が保険期間中である場合に限ります。また、保険期間（継続契約の場合は初年度契約の保険期間）の開始時またはこの保険契約（継続契約はこの保険契約が継続されてきた保険契約）の補償対象者となった時のうち、いずれか遅い時より前に補償対象者が被った疾病については、保険金をお支払いしません。ただし、それらのいずれか遅い時からその日を含めて1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金をお支払いします。 ※ご契約によっては、本特約をセットすることができない場合があります。 *4 補償対象者とは次のいずれかの者をいいます。ただし、この保険契約の保険期間の初日時点で満65歳未満の者に限ります。また、役員（個人事業主）を業務災害補償特約条項の補償対象者の範囲に含まない場合はイ.は補償対象となりません。 ア.被保険者の使用人、イ.被保険者の役員（個人事業主） *5 精神障害追加補償特約条項（疾病休業補償特約条項用）を同時にセットした場合は、次の④も追加します。 ④業務外精神障害（アルコール、タバコや薬物の使用等による精神障害または業務上疾病に該当する精神障害を除きます。）*7*8 *6 てん補期間として設定した日数を限度とします。 *7 業務上疾病に該当する精神障害は、休業補償特約条項にて支払対象となります。 *8 補償対象者が被った疾病が④である場合は、保険期間中に疾病を被り、初めて入院または通院を開始した日のいずれか早い日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合に限り、保険金をお支払いします。

治療費用補償特約条項	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、治療を受けた場合 ▶補償対象者が負担した次の費用に対して被保険者が支出した額をお支払いします。ただし、引受保険会社が保険金をお支払いする費用の額は、（1）から（4）までを合算して、ご契約された保険金額を限度とします。 （1）補償対象者が治療のために病院等に支払った費用*9 （2）病院等の承認を得て使用された場合のベッドまたは病室の使用料*10 （3）入院のために必要とした病院等までの交通費、医師等が必要と認めた転院のために必要とした交通費および退院のために必要とした病院等から住居までの交通費。ただし、補償対象者に係る交通費に限ります。 （4）医師等の指示により行った治療に関わる費用、医師等の指示により購入した治療に関わる薬剤、治療材料、医療器具の費用またはその他医師等が必要と認めた費用 ※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を補償対象者が負担した費用の額から差し引くものとします。 ①公的医療保険制度を定める法令または労災保険法等の規定により補償対象者に対して行われる治療に関する給付*11 ②補償対象者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金 ③補償対象者が被った損害を補償するために行われたその他の給付*12 ※お支払いの対象となるのは、補償対象者が身体障害を被った日からその日を含めて365日を経過した日の属する月の末日までの治療により負担した費用に限ります。 ※業務上の事由または通勤による負傷については、健康保険法に基づき、健康保険の適用対象外となります。また、業務上の負傷、疾病による休業等については、労働者災害補償保険(労災保険)の請求有無にかかわらず、労働安全衛生法に基づき、労働者死傷病報告が必要です。 *9　公的医療保険制度における補償対象者負担金およびその他補償対象者が病院等に支払った費用をいい、(2)の費用を除きます。 *10 ベッド等使用料保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額を限度とします。 *11 公的医療保険制度を定める法令または労災保険法等の規定により、補償対象者負担金を支払った補償対象者に対して、その支払った補償対象者負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付を含みます。 *12 他の保険契約等により支払われた保険金に相当する額を除きます。
退職時一時金補償特約条項	従業員の方が精神疾患（メンタルヘルス疾患）、脳疾患・心疾患等または1～7級に相当する後遺障害を被り、その直接の結果として退職したときに保険金をお支払いします（いずれも原因となった身体障害に対して引受保険会社が保険金をお支払いする場合に限ります。）。
地震・噴火・津波危険補償特約条項	（1）補償対象者が次のいずれかに該当する事由によって生じた身体障害について、保険金をお支払いします。 ①地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ②①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 （2）（1）の保険金とは、次のものをいいます。ただし、普通保険約款および業務災害補償特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項において補償対象としているものに限ります。 ①死亡補償保険金　②後遺障害補償保険金　③入院補償保険金　④手術補償保険金 ⑤通院補償保険金　⑥休業補償保険金　⑦治療費用補償保険金　⑧災害付帯費用保険金 （3）引受保険会社は、次のいずれかの事由によって従業員の方等が被った身体障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、使用者賠償責任補償特約条項に基づく保険金を支払います。 ①地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ②①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 （4）引受保険会社は、次のいずれかの事由によって従業員の方等が被った身体障害について、被保険者があらかじめ引受保険会社の同意を得て法律相談を行う場合に法律相談費用を負担することによって被る損害に対しても、法律相談費用補償特約条項（業務災害用）に基づく保険金を支払います。 ①地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ②①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 <疾病休業補償特約条項を付帯するご契約については、（1）～（4）に加え、次の（5）も適用されます。> （5）引受保険会社は、次のいずれかの事由によって従業員の方等が疾病休業補償特約条項の対象疾病を被り、その直接の結果として就業不能となった場合にも、疾病休業補償特約条項に基づく保険金を支払います。 ①地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ②①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
針刺し事故等による感染症危険補償特約条項	医療、看護、衛生、医療廃棄物の処理その他医療関係の業務に従事中に、針刺し事故や血液の粘膜への付着等によってHBVに感染後B型肝炎を発病し治療を受けた場合、HCV、HIVに感染した場合に保険金をお支払いします。お客様の業種が医療業等である場合に、本特約をセットできます。※事故日から3日以内の検査が必要です。
災害付帯費用補償特約条項	死亡補償保険金または1～7級に相当する後遺障害補償保険金をお支払いする場合 ▶死亡や後遺障害の等級に応じて、所定の保険金（定額）をお支払いします。
メンタルヘルス等業務上疾病対策費用補償特約条項	従業員の方の精神疾患（メンタルヘルス疾患）、脳疾患・心疾患等について、政府労災保険の給付申請が行われた場合に所定の保険金（定額）を企業にお支払いします。 役員の方等を補償の対象（補償対象者）とすることもできます。役員の方については、特別加入をされている場合のみ対象となります。
自動車搭乗中傷害不担保特約条項	企業が所有・使用または管理する自動車または原動機付自転車に補償対象者が業務に従事中（通勤途上は除きます。）に搭乗している間に被った傷害を補償対象外とします。 お客様の業種に建設事業が含まれる場合は、本特約をセットできません。
三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項 精神障害追加補償特約条項（三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項用）	補償対象者*13が次の①または②の事由*14のために休業を開始し、その休業を開始した日から連続して休業した期間が31日以上となる場合 ①補償対象者が三大疾病（がん、急性心筋梗塞または脳卒中）に罹患したこと*15 ②補償対象者の親族への介護を行うこと*15 ▶1休業*16について、補償対象者から労役の提供を受けられないことに起因して、被保険者が事業を継続するために負担した費用のうち、社会保険料*17、代替のための求人または採用に関する費用、補償対象者の復帰に関するコンサルティング費用、補償対象者のお見舞に関する費用等*18に対して保険金をお支払いします。ただし、1休業ごとに保険金額を限度とし、かつ、保険期間を通じて、期間中支払限度額を超えないものとします。 ※ご契約によっては、本特約をセットすることができない場合があります。 ※引受保険会社が保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。 ・遡及日*19からその日を含めて90日を経過した日以前に休業を開始した場合 ・三大疾病(がん、急性心筋梗塞または脳卒中) または精神障害の初診日または発病日のいずれか早い日が、遡及日*19より前である場合　等 *13 補償対象者とは次のいずれかの者をいいます。ただし、役員を補償対象者の範囲に含まない場合はイ.は補償対象となりません。 ア.被保険者の使用人、イ.被保険者の役員 *14 精神障害追加補償特約条項(三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項用)を同時にセットした場合は、次の③の事由も追加します。 ③補償対象者が精神障害*20に罹患したこと*15 *15 補償対象者ごとに下表の場合に限ります。

補償対象者	①または③の事由による休業	②の事由による休業
*13 ア.	健康保険法等に定める傷病手当金の支給がなされた場合*21	介護休業*22を開始した場合
*13 イ.	引受保険会社の定める医師の診断書が取り付けられた場合	親族が要介護状態*23である場合

*16 てん補期間として設定した日数を限度とします。
*17 健康保険法等、厚生年金保険法または介護保険に定める保険料をいいます。各社会保険料については、約款記載の所定の算式により算出します。
*18 補償対象者のお見舞に関する費用等一部の費用については、1休業につき、10万円を限度とします。
*19 遡及日は、三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項を新規にセットした保険契約の始期日が設定されます。
*20 アルコール、タバコや薬物の使用等による精神障害は含まれません。
*21 次の場合は引受保険会社の定める医師の診断書が取り付けられた場合とします。
・補償対象者が加入する公的医療保険制度に傷病手当金給付の定めがない場合
・被保険者から報酬を受けることを理由として傷病手当金の給付対象とならない場合
*22「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に定める介護休業をいいます。
*23 介護保険法第19条に定める要介護認定または要支援認定を受けた状態をいいます。

雇用関連賠償責任補償特約条項	日本国内において行われたセクハラ、パワハラ、マタハラ、労働条件の差別的取扱い等の侵害行為により従業員等に生じた精神的苦痛、雇用契約上の権利の侵害等について、被保険者*24が法律上の損害賠償責任を負担した場合または被保険者*24に対して地位確認等の請求もしくは賃金等の支払請求がなされた場合 ▶1請求について、法律上の損害賠償金*25の額から免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、ご契約された支払限度額を限度とします。 ※使用者賠償責任補償特約条項をセットするご契約のみに本特約をセットできます。 *24 被保険者とは次のいずれかの者をいいます。ただし、②および③の者は、記名被保険者が行う業務に関する限りにおいて、被保険者に含まれます。 ①記名被保険者、②記名被保険者の使用人*26、③記名被保険者の役員*26 *25 賃金の支払または不払による損害に対しては、解雇に伴う雇用契約終了後の期間に相当する不払賃金による損害（判決または審判により解雇が無効と認定されたことによって生じた賃金の支払による損害）に限り、法律上の損害賠償金として扱います。 *26 既に退職となった使用人および既に退任となった役員を含みます。ただし、遡及日より前に退職した使用人および退任した役員を除きます。
法律相談費用補償特約条項（迷惑行為被害用）	迷惑行為被害*27について、被保険者があらかじめ引受保険会社の同意を得て弁護士または司法書士に法律相談を行う場合 ▶被保険者が負担した法律相談費用に対して、1事故について10万円、保険期間を通じて30万円を限度に保険金をお支払いします。 ※雇用関連賠償責任補償特約条項をセットするご契約に自動セットされます。 *27 被保険者が業務において保険事故*28により金銭上の損害を被ることまたはそのおそれが発生したことをいい、被保険者が提供する商品・サービスの取引の相手方の債務不履行に関するものを除きます。 *28 日本国内において被保険者の業務が迷惑行為(第三者により威力、脅迫、強要、不退去、性的な言動、偽計、虚偽の風説の流布またはこれらに類似の行為をいいます。)により妨害されることまたはそのおそれをいいます。ただし、被保険者が所有する特許権、著作権、商標権等の知的財産権が侵害されることおよび被保険者が詐欺に遭うことまたはそのおそれを除きます。
ハラスメント再発防止費用補償特約条項	日本国内において行われた次の侵害行為により従業員等に生じた精神的苦痛等について、被保険者*29が法律上の損害賠償責任を負担し、記名被保険者があらかじめ引受保険会社の同意を得て再発防止に向けた措置を講じた場合 ▶損害賠償請求がなされた日からその日を含めて1年以内に支出したハラスメント再発防止費用に対して、1事故について、50万円を限度に保険金をお支払いします。 (1)職場において行われる性的な言動に対する補償対象者の対応によりその補償対象者に不利益を与えることまたはその性的な言動により就業環境を害すること。 (2)職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、補償対象者の就業環境を害すること。 (3)次のいずれかの事由に関する、職場において行われる補償対象者に対する言動により、その補償対象者の就業環境を害すること。 ①補償対象者の妊娠、出産または産前・産後休業等の制度または措置の利用 ②育児休業、介護休業およびその他の子の養育または家族の介護に関する制度または措置の利用 記名被保険者があらかじめ引受保険会社の同意を得て迷惑行為被害*31の再発防止に向けた措置を講じた場合 ▶迷惑行為被害*31の発生を知った日からその日を含めて1年以内に支出した次の再発防止費用に対して、1事故について、50万円を限度に保険金をお支払いします。ただし、法律相談費用補償特約条項（迷惑行為被害用）の保険金が支払われた場合に限ります。 (1)迷惑行為被害の再発防止策に関するコンサルティング費用。ただし、法律相談費用補償特約条項（迷惑行為被害用）にて支払われる費用は除きます。 (2)マニュアル策定費用 (3)従業員教育費用 ※雇用関連賠償責任補償特約条項をセットするご契約に自動セットされます。 *29 被保険者とは次のいずれかの者をいいます。ただし、②および③の者は、記名被保険者が行う業務に関する限りにおいて、被保険者に含まれます。①記名被保険者、②記名被保険者の使用人*30、③記名被保険者の役員*30 *30 既に退職となった使用人および既に退任となった役員を含みます。ただし、遡及日より前に退職した使用人および退任した役員を除きます。 *31 記名被保険者が業務において保険事故*32により金銭上の損害を被ることまたはそのおそれが発生したことをいい、記名被保険者が提供する商品・サービスの取引の相手方の債務不履行に関するものを除きます。 *32 日本国内において記名被保険者の業務が迷惑行為*33により妨害されることまたはそのおそれをいいます。ただし、記名被保険者が所有する特許権、著作権、商標権等の知的財産権が侵害されることおよび記名被保険者が詐欺に遭うことまたはそのおそれを除きます。 *33 第三者による威力、脅迫、強要、不退去、性的な言動、偽計、虚偽の風説の流布またはこれらに類似の行為をいいます。
育児休業延長時事業継続費用補償特約条項	補償対象者*34が育児休業の延長*35により休業を開始し、その休業を開始した日から連続して休業した期間が90日以上となる場合 ▶1休業について、補償対象者から労役の提供を受けられないことに起因して、被保険者が事業を継続するために負担した費用のうち、休業期間に生じた、代替のための求人または採用に関する費用、代替者の職場環境整備に要した各種費用*36等に対して保険金をお支払いします*37。ただし、保険期間を通じ、50万円を限度*38とします。 ※ご契約によっては、本特約をセットすることができない場合があります。 ※引受保険会社が保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。 ・育児休業の延長の原因となる事由が、遡及日*39より前に発生していた場合 ・行政機関からの要請等による育児休業の延長がなされた場合 *34 補償対象者とは、業務災害補償特約条項における補償対象者のうち、被保険者の使用人をいいます。ただし、雇用保険の被保険者である者に限ります。 *35 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」第5条第3項に定める育児休業をいいます。 *36 代替者の職場環境整備に要した各種費用等一部の費用については、1休業ごとに10万円を限度とします。 *37 補償対象者ごとに、育児休業の延長がなされた期間について、雇用保険法に定める育児休業給付金の支給がなされる場合に限ります。 *38 初年度契約である場合*40は、保険金支払の対象となる費用に70%を乗じた額を上限とし、保険期間を通じ、35万円を限度とします。 *39 遡及日は、育児休業延長時事業継続費用補償特約条項を新規にセットした保険契約の始期日が設定されます。 *40 継続契約以外の育児休業延長費用補償保険契約をいいます。
身元信用補償特約条項	日本国内において行われた被保証人の不誠実行為*41によって被保険者が次の損害を被った場合 ①被保険者が所有する財産が不法に領得されたことによって被るその財産についての損害 ②被保険者以外の者が所有する財産が不法に領得されたことについて、その財産についての法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ▶損害の額から免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、ご契約された支払限度額を限度とします。 *41 被保証人が被保険者のために事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行う窃盗、不動産侵奪、強盗、詐欺、横領または背任行為をいいます。

③保険金額・支払限度額の設定 契約概要

保険金額等の設定については、次の点にご注意ください。詳しくは代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

●実際にご加入いただくお客様の保険金額等につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。
公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。

■法定外補償規定を定めている場合

企業が定める法定外補償規定と同額以下で設定します（ただし、引受限度額以内での設定となります。）。

■法定外補償規定を定めていない場合

引受限度額以内で、企業が法定外補償を行いたいと考える保険金額を設定します。
設定した金額は、補償対象者に対する災害補償を目的とするものとして取り扱われます。
使用者賠償責任補償特約条項については、支払限度額と免責金額を設定します。雇用関連賠償責任補償特約条項、身元信用補償特約条項については、支払限度額を設定します。

④保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

保険期間は原則1年間です。引受保険会社の保険責任は、始期日の午後4時（ご契約者からのお申出により、加入依頼書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、満期日の午後4時に終わります。

❸ 保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、ご加入される補償、特約条項、保険金額、支払限度額免責金額（自己負担額）、業種、保険料の算出基礎数字（売上高・完成工事高等）、対象事業・事業場や過去の損害発生状況等により異なります。実際にご加入いただく保険料につきましては、加入依頼書等でご確認ください。異なる契約条件（特約や保険金額等）を選択した場合の保険料の違いにつきましては、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

※保険料の算出基礎数字（売上高・完成工事高等）につきましては、公的資料または客観的資料等をご提出いただきます。

②保険料の払込方法等 契約概要 注意喚起情報

保険料の払込方法は、金融機関での口座振替*1です。

*1 払込期日に保険料の振替ができない場合は、翌月の振替日に再度保険料が請求されます。

・引受保険会社に複数のご契約がある場合は、ご指定口座には各契約の保険料が合算されて請求されることがあります。

※保険料領収証は発行を省略させていただきますので、通帳等、お手元の書類でご確認ください。

③保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料は始期日の属する月の翌々月振替日（原則27日）までに払込みください。払込期日の翌々月末まで払込みの猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがない場合は、保険金をお支払いできず、ご加入を解除させていただくことがあります。

※ご加入者の故意または重大な過失がない場合に限ります。

④満期返れい金、契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金および契約者配当金はありません。

Ⅱ ご加入手続き時におけるご確認事項

❶告知義務

注意喚起情報

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合は、保険金をお支払できないことがありますので、ご注意ください。（引受保険会社の代理店には、告知受領権があります。）

❷クーリングオフについて

注意喚起情報

この保険は、お客様が営業または事業のために締結する保険契約としてお申込みをされるものであり、クーリングオフ*1を行うことはできませんのでご注意ください。

*1 クーリングオフとは、ご加入のお申込み後、一定期間（8日間）を経過するまでに、ご加入のお申込みの撤回またはご加入の解約ができる制度をいいます。

❸補償の重複に関するご注意

注意喚起情報

- 補償内容が同等の保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険等の保険契約、特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額、支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

Ⅲ ご加入手続き後におけるご注意事項

❶通知義務等

注意喚起情報

[通知義務]

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

ご加入者の住所等を変更した場合は、ご加入内容の変更が必要となりますので、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社までご連絡ください。

❷解約される場合

契約概要　注意喚起情報

ご加入を解約される場合は、ご加入の代理店または引受保険会社までご連絡のうえ、書面でのお手続きが必要です。

- ご加入内容および解約の条件によっては、引受保険会社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。
- 返還される保険料があっても、お支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。

Ⅳ ご加入手続き後におけるご注意事項

1.個人情報の取扱い

注意喚起情報

保険契約者である全国商工会連合会は、各地商工会連合会・商工会に加入依頼書に関する個人情報を提供いたします。各地商工会連合会・商工会は、加入依頼書に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を、団体保険に関する会員の確認、加入者からの照会・応答の他、団体保険その他各地商工会連合会・商工会が行う各種情報・サービスの提供・案内等を行うために利用させていただきます。団体保険加入依頼にあたり、各地商工会連合会・商工会が個人情報を上記目的のために提供・利用することにつきご同意いただきたくお願い申しあげます。

また、保険契約者である全国商工会連合会は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本加入に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②加入手続き、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③引受保険会社と東京海上グループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、ご加入者の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者に対して提供すること

詳しくは、引受保険会社ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）をご参照ください。

2.ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご加入者や被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合は、引受保険会社はご加入を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3.保険会社破綻時の取扱い等

注意喚起情報

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人あるいは「小規模法人*1」、またはマンション管理組合である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%*2 まで補償されます。

※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

*1 破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限る）が対象です。
*2 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に関わる保険金については100%まで補償されます。

4.先取特権

使用者賠償責任補償特約条項、雇用関連賠償責任補償特約条項および身元信用補償特約条項において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。

このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、以下の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

5.その他加入手続きに関するご注意事項

注意喚起情報

- この保険では、保険会社が被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」を行いません。使用者賠償責任補償特約条項、雇用関連賠償責任補償特約条項および身元信用補償特約条項において、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合は、引受保険会社とご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉をすすめていただくことになります。
- 引受保険会社代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約については引受保険会社と直接締結されたものとなります。
- この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合
補償対象者等に支払われるべき補償金の額等から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

使用者賠償責任補償特約条項と重複する保険契約や共済契約（労働災害総合保険の使用者賠償責任条項等補償対象者の業務上の身体障害に起因する法律上の損害賠償責任を対象とするものを除きます。以下同様とします。）がある場合については、上記にかかわらず、次のとおり保険金をお支払いします。

・使用者賠償責任補償特約条項と重複する保険契約や共済契約がある場合
他の保険契約等は関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて、この保険契約から優先して保険金をお支払いします。

- 加入依頼書等を代理店または引受保険会社に送付される場合は、ご加入の始期までに到着するよう手配してください。加入依頼書等がご加入の始期までに代理店または引受保険会社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続きの経緯を確認させていただくことがあります。

6.事故が起こったとき

事故が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

（1）使用者賠償責任補償特約条項、雇用関連賠償責任補償特約条項および身元信用補償特約条項において、示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。なお、あらかじめ引受保険会社の承諾を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われた場合は、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

（2）保険金のご請求にあたっては、次の書類をご提出いただきます（その他事故の様態に応じて必要な書類をご提出いただく場合があります。）。

・保険金請求書
・加入者証
・身体障害を被った者が補償対象者であることを確認できる書類
・引受保険会社の定める身体障害状況報告書
・業務に従事中に被った身体障害であることを確認できる書類
・公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
・死亡診断書または死体検案書
・後遺障害もしくは身体障害の程度、治療内容および治療期間等を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料、領収書および診療報酬明細書　等
・入院日数または通院日数を記載した病院等または介護保険法に定める介護医療院の証明書類
・被保険者の印鑑証明書
・補償対象者の戸籍謄本
・引受保険会社が補償対象者の症状・治療内容等について医師等に照会し説明を求めることについての同意書
・委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
・労災保険法等の給付請求書（写）（労災保険法等によって給付が決定されることが保険金支払要件である場合）
・労災保険法等の支給決定通知書（写）（労災保険法等によって給付が決定されることが保険金支払要件である場合）
・補償対象者が政府労災特別加入者（役員（個人事業主）・海外派遣者を除く）の場合は、労働者災害補償保険法に基づき特別加入を行っていることが確認できる書類
・補償対象者またはその遺族が保険金の請求内容について了知していることが確認できる書類
・保険金受領についての確認書
・被保険者が費用を負担することまたは支払ったことおよびその金額を証明する書類
・引受保険会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
・その他約款に定める書類

（3）保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

東京海上日動火災保険株式会社	事故受付センター（東京海上日動安心110番）
保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。 **一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）** 東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。 詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（https://www.sonpo.or.jp/） **03-4332-5241**（全国共通） 受付時間：午前9時15分～午後5時（土日祝・年末・年始を除きます。）	事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも 「東京海上日動安心110番」へ **0120-720-110** 受付時間:24時間365日 ネットでのご連絡はこちら ▶

東京海上日動のホームページのご案内 ▶ www.tokiomarine-nichido.co.jp

本紙で用いる用語解説

身体障害	以下のいずれかに該当する身体の障害をいいます。 ア.傷害 次のいずれかに該当するものをいいます。 （ア）急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害 （イ）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状。ただし、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。 イ.細菌性食中毒およびウイルス性食中毒。ただし、業務に従事中または通勤中に摂取した食品が原因である場合に限ります。 ウ.業務に起因して生じた症状 業務遂行に伴って発生する症状のうち、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次に掲げる基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。 （ア）熱および光線の作用（基本分類コード:T67） （イ）気圧または水圧の作用（基本分類コード:T70） （ウ）低酸素環境への閉じ込め（基本分類コード:W81） （エ）高圧、低圧および気圧の変化への曝露（基本分類コード:W94） エ.外来性疾病 労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、上記ア.からウ.までに該当しないもので、かつ、次の要件をすべて満たすものをいいます。ただし、振動性症候群、腱鞘炎、負傷によらない業務上の腰痛、疲労の蓄積もしくは老化によるもの、精神的ストレスを原因とするもの（ストレス性胃炎等をいいます。）またはかぜ症候群は除きます。 ①偶然かつ外来によるもの ②労働環境に起因するもの ③疾病の原因が時間的および場所的に確認できるもの オ.業務上疾病 労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、上記ア.からエ.までに該当しないもので、かつ保険金の種類ごとに、これを原因として労災保険法等によって給付が決定されたものをいいます。 ※ただし、使用者賠償責任補償特約条項または法律相談費用補償特約条項（業務災害用）における、身体障害の定義は次のとおりです。 身体障害…傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。	支払限度額	引受保険会社がお支払いする保険金の上限額をいいます。
		免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払い対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。
		払込期日	保険料をお支払いいただく期限のことをいいます（実際にお客様がご契約される払込期日については、加入依頼書にてご確認ください。）。 口座振替の場合、金融機関所定の振替日が払込期日となります。
		政府労災保険	業務中や通勤途上の事故による労働者の死亡・後遺障害・負傷・疾病等に対して保険給付を行う政府管掌の保険制度のことです。遺族補償、障害補償、療養補償、休業補償の各給付や葬祭料、傷病補償年金等があります。 労働基準法に規定する「労働者」以外の方（個人事業主・その家族従事者等）の加入義務はありませんが、事業主の希望により任意で加入できる制度（特別加入制度）があります。
		免責期間	休業補償特約条項においては、就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である3日間、疾病休業補償特約条項においては、就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である保険証券記載の期間をいい、この期間に対しては保険金を支払いません。
		法定外補償規定	従業員等に対し、政府労災保険の給付のほかに一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規程等をいいます。

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1.保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

□保険金をお支払いする主な場合
□保険金額、免責金額（自己負担額）
□保険期間
□保険料・保険料払込方法
□保険の対象となる方

2.加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

□加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?

3.重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。
*1 他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

ご利用いただけるサービス

健康経営アシストサービス

ストレスチェックサービス

WEB上で従業員の皆様のストレスチェックを実施し、チェック結果を個人宛にフィードバックします。また、事業者様には集団的分析の結果をご提供します。

メンタルケア・ホットライン

従業員のメンタルヘルスケア・カウンセリングサービスにより、メンタル面が原因の休職・退職が増えてきた、うつ病で悩んでいる従業員がいる、といった悩み・ご相談にお応えします。

メディカルアシスト

0120-313-203
受付時間:24時間365日

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

緊急医療相談
常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内
夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談
様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口
がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*1
転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*1 実際の転院移送費用は、サービスご利用者にご負担いただきます。

介護アシスト

0120-533-028
受付時間:9:00~17:00（土日祝日、年末年始を除く）

介護に関するご相談に電話でお応えします。また、ご高齢の方の生活を支える各種サービスを優待条件でご紹介します。

インターネット介護情報サービス
情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度の内容等、介護に関する様々な情報をご提供します。

電話介護相談
ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム」をご利用いただくことも可能です。

各種サービス優待紹介*2
「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスを、優待条件でご紹介します。

*2 サービスのご利用にかかる費用はサービスご利用者のご負担となります。お住まいの地域ややむを得ない事情によって、サービスの利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合、優待条件でご利用いただけない場合があります。

職場復帰支援サービス

キャリアコンサルタント*3が、スマートフォンやタブレット等で個別面談に応じることで休職された方の職場復帰に向けた心理面のサポートを行い、就業に関する意思決定を促して復職の早期化につなげます。

※本サービスは、補償対象者である従業員または役員の方が、「休業補償特約条項」、「疾病休業補償特約条項」または「三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項」に規定する保険金の支払対象となる事由に該当したときにご利用いただけます。ただし、精神疾患（メンタルヘルス疾患）に該当したときは、本サービスはご利用いただけません。

*3 2016年4月に創設された国家資格であり、「労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うこと」（職業能力開発促進法第2条第5項）を業とする専門家です。

経営・労務サポートサービス

カスタマーハラスメント相談サービス

カスタマーハラスメントの被害に遭った際の対処方法について、弁護士が一般的なアドバイスを実施します。具体的な紛争解決や事件処理を行うものではありません。

※担当弁護士に継続して相談いただくことや、委任をすることはできません。担当弁護士からの電話は、弁護士名や弁護士事務所名を名乗らず発信専用回線からのご連絡となります。
※裁判中または既に他の弁護士等に相談済の場合は、本サービスはご利用いただけません。

法律・税務・労務ホットライン

0120-118-645 受付時間:10:00~18:00（日祝日、年末年始を除く）

法律・税務・労務に関するご相談に、弁護士、税理士、社会保険労務士等の専門家がお応えします。
※本サービスは一般的なご相談にお応えするサービスであり、具体的な業務（書類作成・自社株の株価算定等）には対応いたしかねます。

※ご契約にセットされた特約により、ご利用いただけるサービスが異なります。各サービスのご利用条件は次のとおりです。
【職場復帰支援サービス】「休業補償特約条項」、「疾病休業補償特約条項」または「三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項」がセットされたご契約
【カスタマーハラスメント相談サービス】雇用関連賠償責任補償特約条項がセットされたご契約
上記以外のサービスは、付帯特約によらずご利用いただけます。
※各サービスは、引受保険会社のグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
※サービスメニューの内容は、変更・中止となる場合があります。なお、一部の地域では、ご利用いただけないサービスもありますので、あらかじめご了解ください。
※各サービスの詳細は「健康経営アシストサービス/経営・労務サポートサービス　サポートブック」をご参照ください。

Memo

Memo

ご加入について



ご加入方法

必要書類

加入依頼書、保険料算出基礎数字を確認できる資料、
業務災害総合保険契約締結等に関する確認書、
口座振替依頼書に必要事項をご記入・ご捺印のうえ
ご提出ください。

保険期間

▶10月加入
2026年10月1日(木)午後4時～2027年10月1日(金)午後4時まで
▶翌月以降加入
加入手続き月の翌月の1日午後4時～翌年同月1日午後4時まで

保険料のお支払い

振替日	▶10月加入	2026年12月28日(月)*1
	▶翌月以降加入	加入始期月の翌々月27日*1
払込方法	▶10月加入	毎月団体からの口座振替*2
	▶翌月以降加入	毎月団体からの口座振替*2

*1、*2　金融機関の休業日である場合はその翌営業日。通帳には「MBS. ショウコウカイ」「MBS」等と記帳されます。
保険料のほかに制度維持費100円が加算されます。

●この保険契約は、全国商工会連合会を契約者とする商工会会員向け業務災害総合保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全国商工会連合会が有します。
●ご加入の対象となる方は、商工会会員で政府労災保険に加入している事業者に限りますので、ご確認のうえお申し込みください。団体の構成員でなくなった場合には、取扱代理店までご連絡ください。

【ご注意欄】
代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、代理店と有効に成立したご契約については、引受保険会社と直接締結されたものとなります。
このパンフレットは、「商工会の業務災害保険(業務災害総合保険)」の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じ団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合は、代理店までお問い合わせください。ご加入者と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者(複数の場合には全員)にご説明いただきますようお願い申し上げます。

(*1)[1−30%(団体割引)]×[1−30%(過去の損害率による割引)]×[1−10%(包括契約割引)]×[1−5%(健康経営割引)(*4)(*7)]≒0.42
→最大約58%割引
(*2)働きやすい職場認証制度に認証登録された事業者を被保険者としてご加入される場合、保険料を3%割引ます。(*5)(*6)(*7)
(*3)この割増引率は、引受保険会社が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用有無による保険料較差とは異なる場合があります。
(*4)経済産業省が実施する、優良な健康経営を実施している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度による割引です。
(*5)働きやすい職場認証制度とは、2020年8月に国土交通省が創設した、運転者職場環境良好度認証制度の通称です。
(*6)健康経営割引が適用される場合は、本割引は適用しません。
(*7)「地震・噴火・津波危険補償保険料」部分を除きます。

全国商工会連合会

本保険の内容等、詳細については下記にお問い合わせください。

商工会名

お問い合わせ先
取扱代理店／引受保険会社

E14-86470(7)改定202606
26T-000366　2026年6月作成